

コーポレートガバナンス・コード全文および当社対応一覧

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
1			<p>【株主の権利・平等性の確保】</p> <p>上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。</p> <p>また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。</p> <p>少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。</p>	Comply	<p>当社は、全ての株主の権利が実質的に確保されるような対応を行なうとともに、株主がその権利を適切に行使することができるよう、国内外の機関投資家等との対話を通じて株主の理解促進をはかるとともに、適時適切な情報開示を行なうよう努めております。</p> <p>また、監査役会設置会社を採用するなか独立取締役を2名選任するなど、業務執行取締役に対する監督機能の充実に努めております。</p>
	1-1		<p>【原則1-1 株主の権利の確保】</p> <p>上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。</p>	Comply	<p>株主総会の議決権行使については、①当日出席による行使、②書面による行使、③インターネットによる行使、④委任状による代理人出席の行使など、株主が多様な方法により議決権が行使できる体制を整えております。</p>
		1-1①	<p>1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。</p>	Comply	<p>当社は、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行い、必要に応じて株主との対話その他の要否について検討を行います。</p>
		1-1②	<p>1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するにあたっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。</p>	Comply	<p>当社が株主総会決議事項の一部を新たに取締役会に委任する議案を株主総会へ提案するにあたっては、取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割と責務を十分に果たし得るような体制が整っていることを確認いたします。</p> <p>なお、当社は、監査役会設置会社を採用し、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と監査役会を設けているほか、取締役会の下に経営会議を設置し、業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱しております。これにより、取締役会が経営に関する重要事項の決定に専念することができ、機動的な意思決定を可能としています。加えて、独立社外取締役を2名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化しており、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。</p>
		1-1③	<p>上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。</p>	Comply	<p>当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。</p> <p>また、会社法その他の法令により少数株主にも権利が認められている権利につきましては、株式取扱規則に権利行使の方法を定め、その権利行使を行えるように配慮を行っています。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	1-2		【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】 上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。	Comply	当社は株主総会を株主との建設的な対話の場と認識しており、情報の適時・適切な開示や、議決権行使機会の提供、スライド等を利用した業況説明等を行い、株主の権利行使に係る環境整備に努めております。
		1-2①	上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。	Comply	当社では株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると判断した情報につきましては、速やかに開示するべきと考えております。 また、招集通知も発送前にウェブサイトへ掲載するなど広く情報提供をしております。
		1-2②	上場会社は、株主が総議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。	Comply	現在、招集通知は総会開催の3週間前を目途に発送することにしておりますが、株主の議案検討期間を十分確保するために、株主総会招集の取締役会決議後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイトおよび議決権電子行使プラットフォームに開示しております。
		1-2③	上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点から、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。	Comply	当社は、株主総会が株主との対話の場であるとの認識および株主利益保護の観点から、適切な日程を設定するように努めております。
		1-2④	上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。	Comply	当社では議決権行使に当たっては、書面による賛否表明の他に、三井住友信託銀行(株)運営の議決権行使サイトや(株)ICJ（インバスター・コミュニケーション・ジャパン）運営の議決権電子行使プラットフォームでも可能な体制となっており、機関投資家や海外投資家の権利行使機会を確保するように努めております。 また招集通知につきましては、議案の要旨を英訳し、当社ウェブサイト等に掲載しております。
		1-2⑤	信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。	Comply	当社では、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりませんが、実質株主が、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合、信託銀行等と協議して対応してまいります。
	1-3		【原則1 - 3. 資本政策の基本的な方針】 上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。	Comply	当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長をはかるとともに、業績に裏付けられた成果の配分を安定的におこなうことを基本方針としております。 配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益ならびに事業基盤の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ、実施することとしております。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	1-4		<p>【原則1-4. 政策保有株式】</p> <p>上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。</p> <p>上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。</p>	Comply	<p>(政策保有株式)</p> <p>当社は、取引先等との間の事業上の関係を維持・強化することにより、中長期的な企業価値を向上させることを目的として、取引先等である上場会社の株式を保有することがある。こうした政策保有に関して、当社は毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、次の事項を確認する。</p> <p>①株価下落リスクをはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク</p> <p>②事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれるリターン</p> <p>当該政策保有株式に関して、当社は縮減することを基本方針とし、中長期的な保有意義が認められない政策保有株式については売却を検討する。</p> <p>(議決権行使)</p> <p>当社は、当社が保有する政策保有株式に係る議決権の行使について、株主の皆様に対する責任を全うする観点から、当社財務部が、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することをその基本方針とする。</p> <p>投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを判断するにあたっては、投資先企業の置かれた状況や当該投資先企業との対話の内容等を踏まえた上で判断することとし、必要に応じ、投資先企業から提出された議案について当該投資先企業に対して説明を求め、協議を行うこととする。</p> <p>また、投資先企業から提出された議案に関して、当社と投資先企業(ひいてはその株主の皆様)の利益が相反するおそれがあると認められる場合には、当社の独立社外取締役その他の第三者から意見を聴取するなどの方法により方針を決定し、議決権を行使することとする。</p>
		1-4①	上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。	Comply	当社は、政策保有株主から当社株式の売却打診を受けた場合、当該株主の意向を尊重し、その売却等を妨げることは行っておりません。
		1-4②	上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。	Comply	当社は、「乃村工藝社行動規範」において、「業務の推進にあたっては、公正・透明かつ自由な競争による適正な取引をおこないつつ、常に適正な利潤の確保と、損失の回避および極小化に努める」旨定めております。
					政策保有株主との間での取引についてもこの考え方にもとづき、政策保有株主以外の一般の取引先と同様の条件にて検討を行い、新規取引や取引継続を決定しております。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	1-5		【原則1-5. いわゆる買収防衛策】 買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。	Comply	当社では、適時適切な各種施策を実行することにより当社グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を実現させることが重要な課題であると認識しています。 そのため、当社としては、現状では買収防衛策の導入を予定しておりません。
		1-5①	上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。	Comply	当社株式が公開買付けに付された場合、当社取締役会は、株主の利益に照らして最も相応しいと判断する措置または見解を速やかに株主へ開示します。 当社は、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げません。
	1-6		【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。	Comply	支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策につきましては、現時点でその予定はありません。今後そのような政策を実施する際には、独立した社外取締役や監査役の見解も充分勘案するとともに、株主にその政策を採用するに至った背景や狙い、効果等を丁寧に説明することに注力いたします。
	1-7		【原則1-7. 関連当事者間の取引】 上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。	Comply	当社は、当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、必要に応じて専門家の意見を聴取したうえで、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会で承認決議・報告等を行い、適切に監視します。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めにもとづき、重要な事実を適切に開示します。 また、上記取引のうち、当社の株主と当社の役員や主要株主との間の利益が相反するおそれを回避するため、とくにその必要性が高いと認められる取引については、当社の社外取締役その他の第三者から意見を聴取するなどの方法により、当該利益相反のおそれを解消するための措置を講じるよう努めることといたします。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
2			<p>上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。</p> <p>取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。</p>	Comply	<p>乃村工藝社グループは、お客様のパートナーとして、ともに喜びと感動にあふれた「プロスペリティ＝豊かなる繁栄」を創り出し、日本そして世界を豊かにする空間を育てていく企業でありたいと考えています。</p> <p>それは、単にお客様の事業繁栄（利益）だけを示すものではありません。地球や社会との最適調和による生活環境づくりへの配慮、そしてそこに集う生活者の心の豊かさ、さらに従業員・取引先といった様々なステークホルダーの豊かさまでを含め、持続的で豊かなる繁栄を実現していくことを乃村工藝社グループが提供するプロスペリティと定義しています。</p> <p>そして、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けて、「行動規範運用ガイドライン」を乃村工藝社グループの価値基準および行動規範として定めており、取締役会・経営陣はこれを率先垂範することでリーダーシップを発揮し、プロスペリティの実現を目指しております。</p>
	2-1		<p>【原則 2 - 1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】</p> <p>上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。</p>	Comply	<p>当社では、次の経営理念を掲げ、すべての役員および従業員が職務執行をおこなう際の基本方針としております。</p> <p>「われわれは 人間尊重に立脚し新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する」</p> <p>この経営理念のもと、当社は、集客と感動の環境を創り出し、顧客の事業繁栄と成功に貢献することにより、企業価値を高め、成長を続けてまいります。</p>
	2-2		<p>【原則 2 - 2. 会社の行動準則の策定・実践】</p> <p>上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。</p>	Comply	<p>当社では、日常のビジネス活動における指針・基準とする「乃村工藝社グループ行動規範」およびこれを実現するための具体的な対応方法を示した「乃村工藝社グループ行動規範運用ガイドライン」を定めています。</p> <p>また、上記の行動規範は社内イントラに掲載するほか、従業員に配布する「コンプライアンスガイド」へ掲載し、随時確認できる環境を整備しています。</p>
		2-2①	<p>取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。</p>	Comply	<p>当社は、取締役が取締役会において自身の業務執行報告を行う際、当社の行動規範および行動規範運用ガイドラインに照らして執行状況に問題がないか、真摯に議論を行っています。</p>
	2-3		<p>【原則 2 - 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】</p> <p>上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。</p>	Comply	<p>当社は企業の社会的責任を果たすべく行動するとともに、「ノムラグループ品質・環境・安全方針」にもとづき、日々の業務活動において、全社員が環境の視点でお客様に付加価値を提供できることを目指しております。</p> <p>また、木材調達ガイドラインを策定し、国産材や地域産材の利用や信頼ある森林認証を受けた木材の利用に注力するなど、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティへの対応を行っております。</p>
		2-3①	<p>取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。</p>	Comply	<p>当社では、上記のとおり喜びと感動にあふれた「プロスペリティ＝豊かなる繁栄」を創り出し、日本そして世界を豊かにする空間を育てていく企業でありたいと考えています。</p> <p>そして、調査、企画から設計・施工、施設運営など、モノづくりの全サイクルを通じて、人と人、人と自然ととのサステナブルな価値を共創することを目指しており、その体験が顧客へフィードバックされ、信頼関係やブランド力の向上にも貢献できると考えております。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	2-4		<p>【原則 2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】</p> <p>上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。</p>	Comply	<p>当社は、全従業員が各々のライフステージに合わせて活躍できる職場環境づくりを積極的に推進しています。</p> <p>社内の取り組みとして、職場復帰後の制度やはたらき方などについてのセミナー・グループディスカッションをおこない、育休中の社員が復帰してからも活躍できるようにサポートするなど、子育てと仕事を両立できる職場を目指しています。</p> <p>また、育児経験を通しての気づきを空間デザインに活かし、子どもと過ごす空間の課題解決にお客様とともに取り組む体制づくりにも努めております。主に、商業施設・文化施設などのキッズスペース、授乳室・親子休憩室など、子どもと大人が過ごす空間づくりのプロジェクトに携わっています。</p> <p>このほか、女性専用休憩室を設置するなど、女性社員にとって働きやすい環境づくりに努めております。</p>
	2-5		<p>【原則 2 - 5 . 内部通報】</p> <p>上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。</p>	Comply	<p>当社では「内部通報規程」（以下、「本規程」という。）を設け、当社グループに勤める従業員等が組織に制約されずに法令または会社の諸規程等に反する行為について、相談・報告できる窓口を社内外に設置しております。</p> <p>本規程には、相談・報告に関する運用への対応方法が定められており、通報を行なった者の秘匿性の確保と不利益の防止がはかられております。</p> <p>また、通報の内容は監査役に報告がされるほか、リスク管理委員会における再発防止措置の検討、取締役会への報告が適宜行われ、その運用状況が監督されております。</p>
		2-5①	<p>2 - 5 ① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。</p>	Comply	<p>上記のとおり、当社では「内部通報規程」（以下、「本規程」という。）を設け、当社グループに勤める従業員等が組織に制約されずに法令または会社の諸規程等に反する行為について、相談・報告できる制度を設けております。</p> <p>本規程には、相談・報告に関する運用への対応方法が定められており、通報を行なった者の秘匿性の確保と不利益の防止がはかられております。</p> <p>また通報窓口は経営陣から独立した窓口として弁護士事務所に設置しております。</p>
	2-6		<p>【原則 2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】</p> <p>上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。</p>	Comply	<p>当社は従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を併用しています。</p> <p>確定給付企業年金の積立金に関しては、社外の資産管理運用機関等と契約を締結し運用を委託しており、当社担当部門に必要な経験や資質を備えた人材を配置し、運用実績等の適切なモニタリングを行なっております。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
3			<p>上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。</p> <p>その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。</p>	Comply	<p>当社は、株主をはじめステークホルダーの当社への理解を深めていただくためには適切な情報開示が必要と考えており、IRポリシーに則り迅速かつ確かな情報開示に取り組んでおります。法令にもとづく開示はもとより、非財務情報を含む重要事項につきましては、ディスクロージャー委員会においてその開示の要否や内容を検討し、当社理解に有益と判断されたものにつきましては、当社ウェブサイト等を通じて提供しております。</p> <p>また、決算発表時には、法令にもとづく開示資料に加え、任意の説明資料をあわせて開示する等して、分かりやすい情報発信に努めております。</p>
	3-1		<p>【原則3-1. 情報開示の充実】</p> <p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p>	Comply	
		(i)	<p>会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画</p>	Comply	<p>(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画</p> <p>当社は、当社グループにおける「基本理念」および「ブランドステートメント」を定め、当社ホームページに掲載しております。  <a href="http://www.nomurakougei.co.jp/corporate/philosophy/">http://www.nomurakougei.co.jp/corporate/philosophy/</a></p>
		(ii)	<p>本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</p>	Comply	<p>当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことを目指しております。そして、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上をはかる観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。</p> <p>①株主の権利を尊重し、平等性を確保する。  ②株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。  ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。  ④取締役会、監査役会は、株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえ、その役割、責務を果たす。  ⑤中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。</p>
		(iii)	<p>取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</p>	Comply	<p>取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、常勤・非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡および会社の業績等を考慮したうえ算定することとします。</p> <p>また、取締役および監査役の報酬額の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」の検討を経て、取締役については取締役会にて、監査役については監査役間の協議により決定します。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
		(iv)	取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続	Comply	<p>①方針について            当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えます。</p> <p>このような観点から、当社は、以下の選任基準にもとづき、当社の事業やその課題に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者・監査役候補者として指名するほか、グローバルな視点や会計財務に関する知見など、多様なバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針とする。</p> <p>また、当社は、取締役、監査役（いずれも社外役員を含む）がその任期中、会社の業績不振など、その機能を十分発揮していないと認められる場合のほか、各選任基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令にもとづき解任の手続きの検討を始めるものとする。</p> <p>（選任基準）            （１）優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している            （２）確かな経営ビジョンを有し、ビジネス感覚に秀でている            （３）人望が厚く、コンプライアンス精神に富んでいる            （４）心身ともに健康である            （５）社外役員の場合、豊かな業務経験あるいは専門的経験を有し、社外有識者としての独立性を維持できる</p> <p>②手続について            経営陣幹部・取締役候補の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、指名・報酬委員会における検討を経て、取締役会で決定する。監査役候補の指名は、当社取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を持っていること等を踏まえ、指名・報酬委員会における検討を経て、監査役会の同意を得て、取締役会で決定する。</p> <p>なお、取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、招集通知（参考書類）作成時に、選任議案の箇所に個々の役員の指名の理由等を記載する。</p>
		(v)	取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明	Comply	<p>取締役候補者および監査役候補者は上記「4. 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」にもとづき指名しており、個々の略歴について、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示を行っています。なお、現在までの略歴については有価証券報告書に記載のとおりであります。  <a href="http://www.nomurakougei.co.jp/ir/library/annualsecurityreport/">http://www.nomurakougei.co.jp/ir/library/annualsecurityreport/</a></p>
		3-1①	上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。	Comply	<p>当社では法的な規制のない分野の記述につきましては、利用者の理解が進むよう出来るだけ平易で具体的な記述を心掛けております。</p>
		3-1②	上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。	Comply	<p>アニュアルレポートや株主総会において株主に提供する招集通知および参考書類の英訳版を作成し、当社ホームページへ開示するなど、海外投資家への情報提供を行なっております。</p>



基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	3-2		【原則3-2. 外部会計監査人】 外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。	Comply	監査役会、内部監査部門および経理部門等は連携して十分な監査日程の設定や会計監査人への情報提供を行うなど、適切な職務執行ができるよう、環境の整備に取り組むとともに、会計監査人の適正な監査体制の確保に努めております。
		3-2①	監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。 (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定 (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認	Comply	(i) 当社は、会計監査人候補を選定するための基準および会計監査人を適切に評価するための基準を制定し、これらの基準にもとづき、外部会計監査人の候補選定及び評価を行っております。 (ii) 当社は有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任しております。当社監査役会はあずさ監査法人の当社監査におけるこれまでの実績や独立した監査法人としての社会的評価、定期的の実施している情報交換や監査報告等を通じて、十分な独立性と専門性を有していることを確認しております。
		3-2②	取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。 (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保 (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保  (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保 (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立	Comply	(i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保 当社では、外部会計監査人の要請にもとづき、必要十分な監査時間を提供していると考えております。 (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保 外部会計監査人と当社経営陣幹部との接点につきましては、代表取締役とは年2回程度の定期的な面談の他、必要に応じて随時面談の申し入れがなされております。また、その他の経営陣幹部に対しても順次、もしくは必要に応じてヒアリングの場が設けられております。 (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保 外部会計監査人と当社監査役および内部監査部門とは四半期決算ごとのレビューにおいて情報交換の場を持つ他、必要に応じて随時間問い合わせ等の申し入れがなされております。社外取締役とは定例の面談機会等は定めておりませんが、必要に応じて面談を実施することとしております。 (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立 外部会計監査人が対応の必要な不正等が発見した場合や不備・問題点を指摘した場合には、当社は経営陣または内容によってはリスク管理委員会に報告し、重要な影響のある場合には、当社取締役会等に報告するとともに、適時かつ正確に情報を開示することとしております。担当する取締役は外部会計監査人の指摘事項への対応を検討し、是正・改善の必要なものにつきましては直ちに対応しております。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
4			<p>上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、</p> <p>(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと</p> <p>(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと</p> <p>(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役員及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと</p> <p>をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。</p>	Comply	<p>当社は、効率的な経営・執行体制の確立をはかるために、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。その経営監視機能を補完するために2名の独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、独立社外取締役および独立社外監査役が、それぞれの専門的な知見等にもとづき、客観的・中立的な監査・監督を行うことで当社の企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。</p> <p>なお、当社取締役会は、原則として3年ごとに中期経営計画を策定し、当社の目指す方向性を示しております。</p>
	4-1		<p>【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】</p> <p>取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。</p>	Comply	<p>取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、経営理念に基づいた成長戦略を議論し、経営の基本方針や経営戦略につきましても、その内容の具体性や目指す方向の妥当性を十分吟味して最終決定しております。</p>
		4-1①	<p>取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。</p>	Comply	<p>当社は、取締役会規則において定めた取締役会付議事項を除き、業務執行に関する決定を、当社代表取締役をはじめとする経営陣に委任しております。</p>
		4-1②	<p>取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。</p>	Comply	<p>当社取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの1つであると認識しており、その達成に向け、グループ全体で経営戦略の遂行に取り組んでおります。</p> <p>また、中期経営計画の成果や課題を踏まえ次期中期経営計画の策定を行うとともに、決算説明会等を通じ説明を行っております。</p>
		4-1③	<p>取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。</p>	Comply	<p>当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、最高経営責任者等の後継者育成に関する基本方針を以下のとおり定めております。</p> <p>(1) 後継者候補として求められる資質を有すると思われる人材に対して</p> <p>早い段階で執行役員やグループ会社取締役、事業部門・本社部門の責任者等を務めさせ、株主をはじめとしたステークホルダーの視点に立った経営判断ができる知識、経験を習得させる。</p> <p>(2) マネジメントを実践している部長以上の者の内、次世代を担う人材に対して</p> <p>経営に必要なノウハウを体系的に習得する外部の研修を受講させる。</p> <p>(3) 取締役・執行役員に対して</p> <p>特に新任の取締役・執行役員に対して、経営者として期待される役割・責務・関連法令等に関する知識習得を目的とした外部の研修を受講させる。</p> <p>(4) 前各項にもとづく活動状況は、取締役会において定期的に監督をおこない、本監督を含むプロセス全体をもって適切な取締役および経営陣幹部の育成に取り組むものとする。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	4-2		<p>【原則 4 - 2 . 取締役会の役割・責務(2)】</p> <p>取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。</p> <p>また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。</p>	Comply	<p>当社は、経営陣からの各種提案は会社の活性化や会社の持続的な成長に必要な不可欠なものとして捉えております。</p> <p>取締役会では、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定に資することを前提に、その提案理由や内容を十分に分析、検討しております。</p> <p>経営陣の報酬につきましては、中長期視点での業績課題へのコミットメントとその達成度を評価する月例報酬（定期同額給与）および各年度の企業業績により決定される賞与（業績連動給与）を並立させ、短期、中長期視点のバランスをとっております。</p>
		4-2①	<p>取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。</p>	Comply	<p>・当社は、株主の視点に立ち、持続的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、原則として毎年の定時株主総会終了後に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において株式報酬を支給します。</p> <p>・株式報酬は、「譲渡制限付株式報酬」（Restricted Stock 以下「RSJ」）および「業績条件付株式報酬」（Performance Share Unit 以下「PSU」）によって構成しております。</p> <p>・報酬割合の目安は、基本報酬：RS：PSU＝7：1：2といたします。（業績条件付株式報酬の付与条件を100%達成の場合）。</p>
	4-3		<p>【原則 4 - 3 . 取締役会の役割・責務(3)】</p> <p>取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。</p> <p>また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。</p> <p>更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。</p>	Comply	<p>当社では、取締役の業務執行に関する評価は社外取締役を含む指名・報酬委員会の検討を経て、取締役会で決議することとしており、公正かつ透明性の高い評価の実行に努めております。</p> <p>また、情報開示や内部統制、リスク管理につきましては、ディスクロージャー委員会、リスク管理委員会等を設置し、各事項の管理体制の整備、運用に努めております。</p> <p>さらに、関連当事者との利益相反取引がある場合は、事前に取締役会決議を行い、事後に当該取引状況に関する取締役会報告を行うこととしております。</p>
		4-3①	<p>取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。</p>	Comply	<p>当社は、経営陣幹部の選任や解任については、公正かつ透明性の高い手続を行う観点から、独立社外取締役を構成員に含めた指名・報酬委員会の検討を経て、取締役会において決議することとしております。</p>
		4-3②	<p>取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。</p>	Comply	<p>CEOの選任にあたりましては、以下の選任基準にもとづき、構成員の半数以上を社外取締役とする指名・報酬委員会における検討を経て取締役会で決定することとしており、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任いたします。</p> <p>（選任基準）</p> <p>（1）優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している</p> <p>（2）確かな経営ビジョンを有し、ビジネス感覚に秀でている</p> <p>（3）人望が厚く、コンプライアンス精神に富んでいる</p> <p>（4）心身ともに健康である</p> <p>（5）社外役員の場合、豊かな業務経験あるいは専門的経験を有し、社外有識者としての独立性を維持できる</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
		4-3③	取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。	Comply	CEOの解任にあたりましては、CEOの任期中、会社の業績不振など、その機能を十分発揮していないと認められる場合のほか、上記「選任基準」の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令にもとづき解任の手続きの検討を始めるものとしており、指名・報酬委員会の検討を経るなど、客観性を維持するとともに、適時性・透明性のある手続を実施いたします。
		4-3④	コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終了すべきではない。	Comply	当社は、継続的な企業価値の向上を果たすためには、リスク管理体制や内部統制システムを適切に整備することが不可欠であると考えております。 また、会社の業績等の評価を適時、適切に行うためには財務情報を含めた情報開示の信頼性の確保は必須であると考えております。当社取締役会では、これらが適切に構築・運用されていることの監督に重点を置くこととしております。
	4-4		【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。 また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。	Comply	監査役および監査役会は独立した客観的立場において適切な判断をすることを心掛けており、そのために、経営会議や取締役会への出席やグループ会社への往査、経営幹部へのヒアリング、内部監査部門や外部会計監査人との情報共有の場を設けて、会社のモニタリングに努めております。 また、企業活動に対する見識が豊富な社外監査役を2名選任し、取締役会に対する独立性を保持しながら、的確な業務監査を実施し、取締役会に監査役意見を表明しております。
		4-4①	監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることで実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。	Comply	監査役会では社内出身の常勤監査役が経営会議にも出席するなどして経営に関わる情報等を収集し、社外監査役に対して、自身の知見も加えて解説し、社外監査役の理解を促進するとともに、必要に応じて経営陣等との面談や意見表明を行っております。 また、社外取締役、社外監査役を中心とする会合の場において、監査役と社外取締役が意見交換する機会を設けており、取締役会全般や取締役会評価等について意見交換を行っております。 今後も、監査役と社外取締役が十分な連携を確保できるよう努めてまいります。
	4-5		【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】 上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。	Comply	当社の取締役・監査役および経営陣は株主への受託者責任を果たすべく、それぞれに期待される役割を様々なステークホルダーと協働して果たすことに努めており、会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、株主への情報開示も適時適切に行っております。
	4-6		【原則4-6. 経営の監督と執行】 上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。	Comply	当社では現在、独立社外取締役2名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	4-7		<p>【原則 4 - 7. 独立社外取締役の役割・責務】 上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。</p> <p>( i ) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと</p> <p>( ii ) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと</p> <p>( iii ) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること</p> <p>( iv ) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること</p>	Comply	<p>当社の独立社外取締役は、グローバルな経験、視点を有し、企業経営や経済動向に対し高い見識をお持ちになっており、それぞれがその有する知識や経験をもとに、客観的な意見を述べることで、経営の監督機能を担っております。</p> <p>また、独立社外取締役の2名はいずれも指名・報酬委員会の委員として、取締役の報酬や選任等に関する検討に加わるなど、公正で透明性の高い体制を確保しております。</p>
	4-8		<p>【原則 4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】 独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。</p> <p>また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。</p>	Comply	<p>当社では専門的な知識や豊富な経験を有する独立社外取締役を2名選任しております。</p> <p>現時点では社外監査役2名を含め取締役会出席者12名（取締役8名、監査役3名）の内、社外役員が4名となっており、それぞれ独立した立場から取締役会において有益な意見、提言を表明しており、適正な規模であると認識しております。</p>
		4-8①	<p>独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。</p>	Comply	<p>当社では、「当社は、定期的に、独立社外取締役を主体とする会合を設け、事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論する」旨をコーポレートガバナンスガイドラインに規定しており、独立した客観的な立場に基づく情報交換等の場を設けております。</p>
		4-8②	<p>独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。</p>	Comply	<p>当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行できるよう経営管理部に事務局を設けるほか、常勤監査役と秘書部、経営管理部が連携することにより、独立社外取締役と経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備をはかっております。</p>
	4-9		<p>【原則 4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</p>	Comply	<p>当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、別途、独立性基準を策定し、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の中で公表しております。</p> <p>また、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験をもつ人材を候補者として選定するよう努めております。</p>
	4-10		<p>【原則 4 - 10. 任意の仕組みの活用】 上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。</p>	Comply	<p>当社では、統治機能の充実をはかるために、取締役の選任、昇降格、解任、報酬等に関して検討を行う指名・報酬委員会の他、リスク管理委員会、ディスクロージャー委員会、投資評価委員会などの委員会を設置し、業務遂行に際し必要に応じて各委員会が検討を行うとともに、取締役会に所見の答申等を行っております。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
		4-10①	上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。	Explain	当社取締役10名の内、独立取締役は2名となっております。当社では、役員の指名や報酬等の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は、半数以上が独立社外取締役で構成されており、活発な議論を通じて客観性、透明性の確保につとめております。現在、独立社外取締役が過半数とはなっておりませんが、指名・報酬委員会の委員構成につきましては、その実効性に鑑みながら検討をしております。
	4-11		【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。	Comply	当社は、取締役会および監査役会がその役割・責務を実効的に果たすため、構成等に関する方針を以下のとおり定めております。 (取締役会) 取締役会は、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者を一定数含めるものとする。 また、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を重視するものとする。 (監査役会) 監査役会は、最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を含めるものとし、知識・経験・能力の多様性を重視するものとする。 その他、当社では年1回、アンケート形式により取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その結果を取締役会で共有するなど、取締役会の機能向上をはかっております。
		4-11①	取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。	Comply	上記のとおり当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。 また、取締役候補の指名は、指名・報酬委員会における検討を経て、取締役会で決定しております。
		4-11②	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。	Comply	当社の社外取締役、社外監査役の兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。 取締役および監査役ならびにその候補者の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書等において開示を行っております。 なお、現在の兼任状況については有価証券報告書に記載のとおりであります。 <a href="http://www.nomurakougei.co.jp/ir/library/annualsecurityreport/">http://www.nomurakougei.co.jp/ir/library/annualsecurityreport/</a>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
		4-11③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考しつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。	Comply	1. 分析・評価のプロセス 当社取締役会は年に1度、社外取締役・社外監査役を含む全取締役・監査役を対象に、「取締役会評価アンケート」を実施しております。アンケートは「取締役会の構成」、「取締役会の運営」、「社外役員に対する情報提供」等を項目として取り扱い記名式で回答を得ております。 2. 分析・評価の結果概要 結果の概要につきましては、定時株主総会の招集通知（事業報告）、コーポレートガバナンスに関する報告書に記載し開示することとしております。
	4-12		【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。	Comply	社外取締役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点にもとづき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っています。 社外取締役以外の取締役や監査役についても、取締役会に上程された審議事項や報告事項について、建設的な意見や指摘を行うなどしております。
		4-12①	取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。 (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること (v) 審議時間を十分に確保すること	Comply	(i) 当社では、取締役会の議案に関する資料は、特に機密性の高い議案を除き、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に先立って配付することとしております。 (ii) 当社では、取締役会の資料以外にも、事業に関する新たな情報、必要なテーマについては適宜取締役に対し提供しております。 (iii) 当社は、取締役会の年間開催スケジュールを策定し審議事項を明示し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。 (iv) 当社は、取締役会規則に定めた取締役会付議事項を除き、業務執行に関する決定を、経営会議や当社代表取締役をはじめとする経営陣に委任し意思決定の迅速化に努めるとともに、取締役会の開催頻度を適切に設定しております。 (v) 当社では、取締役会の開催時間に制限は設けておりません。議題内容の詳細説明をおこなった上で審議に十分な時間を費やすことにより、形式的な審議を排除し実質的な議論がおこなえるよう努めております。
	4-13		【原則4-13. 情報入手と支援体制】 取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。 また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。 取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。	Comply	取締役・監査役は当社から提供する各種資料に対し、疑問点や不明な点があれば、追加資料や追加説明を求めて、自らの判断を適切なものとするべく行動しており、当社も追加情報の提供を求められた場合には適切に対応しております。 また、当社では主に秘書部および経営管理部が関係部署と調整を行いながら取締役・監査役からの要望に対応しております。
		4-13①	社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。	Comply	取締役は、適切な意思決定を行うため、自身の職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求めており、情報提供を求められた部門は当該要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。 また、当社では、監査役は必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる旨規定しており、適切な情報入手が出来るよう努めております。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
		4-13②	取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。	Comply	当社取締役および監査役は、その業務の遂行上必要な場合にはコンサルタント等の外部専門家を活用し、検討を行っております。 それに伴い生じる費用については、当社にて負担しております。
		4-13③	上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。 また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。	Comply	当社では、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設けております。内部監査室は内部監査の結果および当該監査の過程において把握された検討事項等について、定期的に取り締り会や監査役会へ報告を行っております。 また、独立社外取締役がその職務を適切に遂行できるよう連絡・調整にあたる者として経営管理部を事務局に選定しているほか、秘書室および経営管理部を中心に、常時社外役員への依頼を受けられる体制を採っております。



基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
	4-14		【原則 4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】 新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。	Comply	当社は取締役・監査役の就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施するとともに、新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めております。 また、当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について支援を行うこととしております。 なお、取締役および監査役のトレーニングに関しては適宜取締役会に報告がされており、適切な監督が行われております。
		4-14①	社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。	Comply	当社は、上記のとおり、新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めております。
		4-14②	上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。	Comply	当社では、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について以下のとおり規定し、開示しております。 （取締役・監査役に対するトレーニングの方針） 当社は、取締役・監査役の就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施します。 また、新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めます。 さらに、当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について支援を行います。

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
5			<p>上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。</p> <p>経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。</p>	Comply	<p>当社は、管理部門を担当する取締役が I R 業務の責務を負うとともに、I R 担当部門を設置しております。</p> <p>また、IR に関する基本的な考え方として「IR ポリシー」を当社ホームページ上に開示しております。</p> <p>この他、第2 四半期決算時と通期決算時の年2 回、代表取締役が出席して機関投資家向け決算説明会を開催し、当社の経営戦略や経営計画に対する説明を行うとともに、株主や投資家からの面談要望に対しても可能な限り応じております。</p> <p>（IR ポリシー：  <a href="https://www.nomurakougei.co.jp/ir/policy/">https://www.nomurakougei.co.jp/ir/policy/</a>）</p>
	5-1		<p>【原則 5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】</p> <p>上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。</p>	Comply	<p>当社は、管理部門を担当する取締役が I R 業務の責務を負うとともに、I R 担当部門を設置し株主との建設的な対話を促進するための体制を整備しております。</p> <p>また、第2 四半期決算時と通期決算時の年2 回、代表取締役が出席して機関投資家向け決算説明会を開催し、当社の経営戦略や経営計画に対する説明を行うとともに、株主や投資家からの面談要望に対しても可能な限り応じております。</p>
		5-1①	<p>株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。</p>	Comply	<p>株主との対話は、主に I R 担当部門の責任者が行っておりますが、機関投資家とのスモールミーティングや海外ロードショーには代表取締役が参加することがある他、個別面談において、投資家の希望があった場合には、可能な範囲で経営陣幹部や取締役が対応しております。</p>

基本原則	原則	補充原則	原則の内容	Comply or Explain	2021.6.1
					当社対応
		5-1②	<p>株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。</p> <p>(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定</p> <p>(ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策</p> <p>(iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に係る取組み</p> <p>(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策</p> <p>(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策</p>	Comply	<p>当社は、株主・投資家の皆様との双方向の建設的な対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現をはかることを、当社の責任を果たす上での最重要課題の1つと位置付けます。このような考えにもとづき、当社は以下のような施策を実施いたします。</p> <p>1. 株主との対話に関する担当取締役の指定 当社は、管理部門を担当する取締役がIR業務の責務を担うものとし、以下の施策を含む当社の株主・投資家の皆様との対話の促進に向けた取組みに関する総括業務を委任します。</p> <p>2. 社内部署の有機的な連携のための方策 当社は、株主・投資家の皆様との対話の促進に向け、全社横断的に、その取組みに努め、当該対話において検出された課題について全社的にそれを共有します。株主との対話の補</p> <p>3. 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み 当社は、株主総会を株主の皆様との重要な対話の場と位置付け、株主総会において、当事業に関する十分な情報開示の確保をはじめ、株主の皆様からの信認を得られるような運営に努めます。</p> <p>また、当社は、定期的に決算説明会やスモールミーティングを開催することにより、株主・投資家の皆様とのより緊密なコミュニケーションの実現に努めます。</p> <p>4. 株主の意見・懸念のフィードバックのための方策 当社は、株主・投資家の皆様との対話において把握されたご意見や当社に関する懸念を担当部署において取りまとめ、その重要性や性質に応じ、これを定期的に経営陣幹部や取締役会に報告するための体制を整備します。</p> <p>5. インサイダー情報の管理に関する方策 当社は、株主・投資家の皆様の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努めることを基本方針とします。</p> <p>当該方針にもとづき、当社に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、一部の株主・投資家に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底に努めます。</p>
		5-1③	<p>上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。</p>	Comply	<p>当社では、適宜株主名簿上の株主を確認するとともに、期末時点での実質株主の調査を行い、株主構成の実態を把握するとともに、IR活動のターゲットに活用しております。</p>
	5-2		<p>【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】 経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。</p>	Comply	<p>当社は、3カ年毎に中期経営計画を策定し、経営や事業に関する戦略とともに、売上高、営業利益等の計数目標、その実現に向けた各種施策も併せて開示することで、株主への理解が促進するように努めております。</p> <p>また、中期経営計画は、事業環境、業績の推移やその時々々の社会情勢・経済情勢を踏まえて適宜見直しをすることとし、変更が生じたときには、株主総会や決算説明会等において説明をすることとしております。</p>

以上